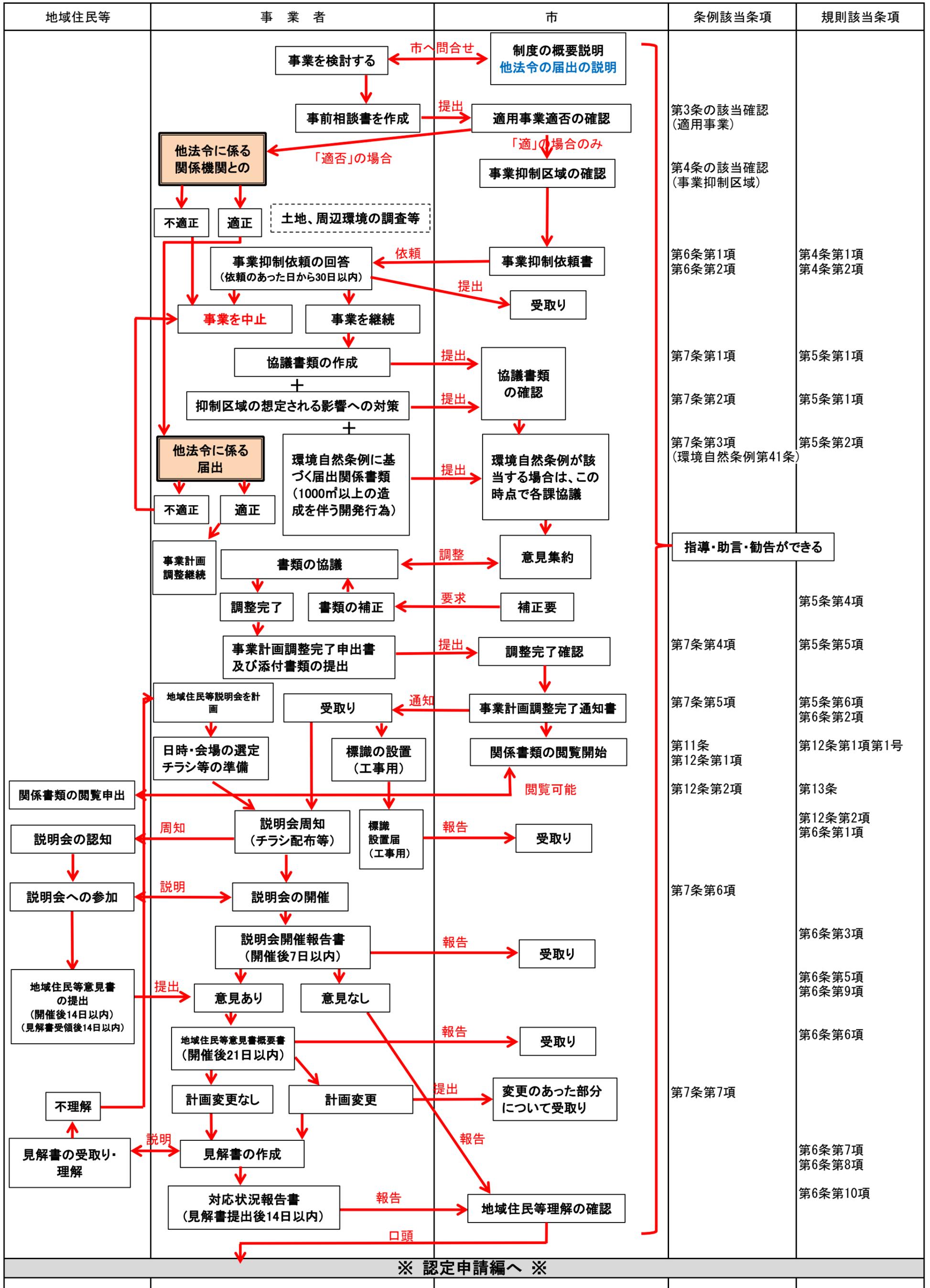
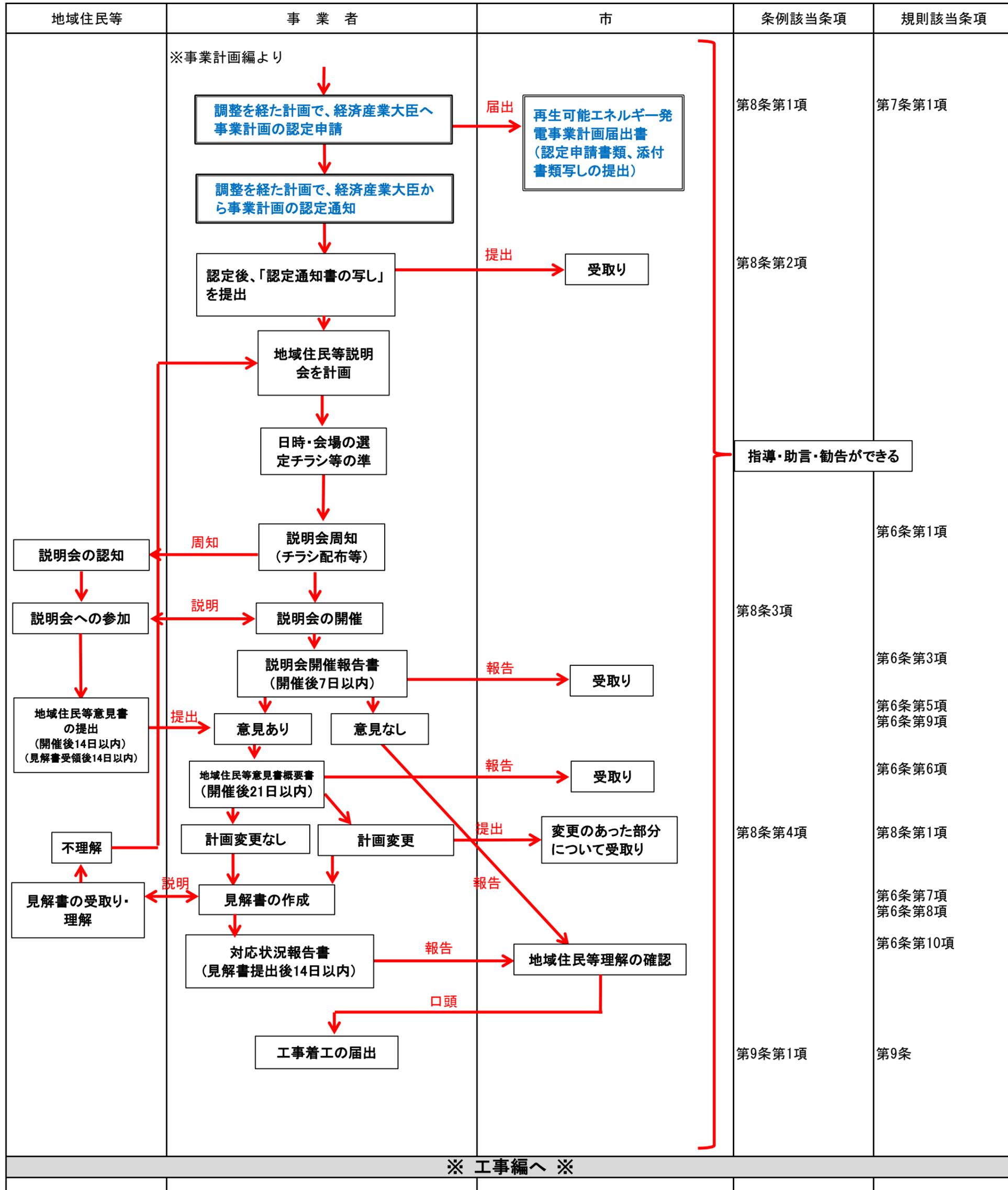


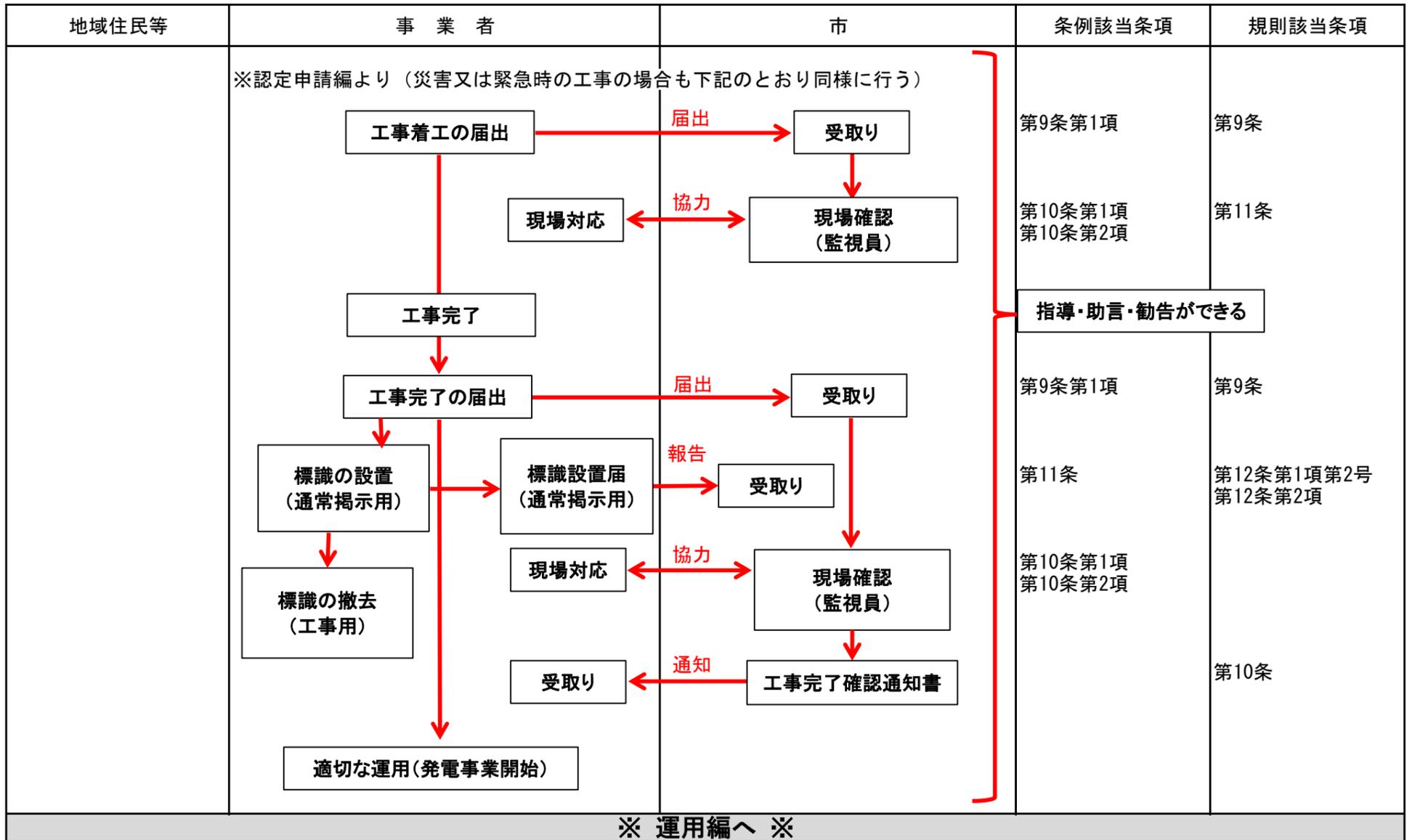
● 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と
自然環境等の保全との調和に関する制度概要フロー図（事業計画編）



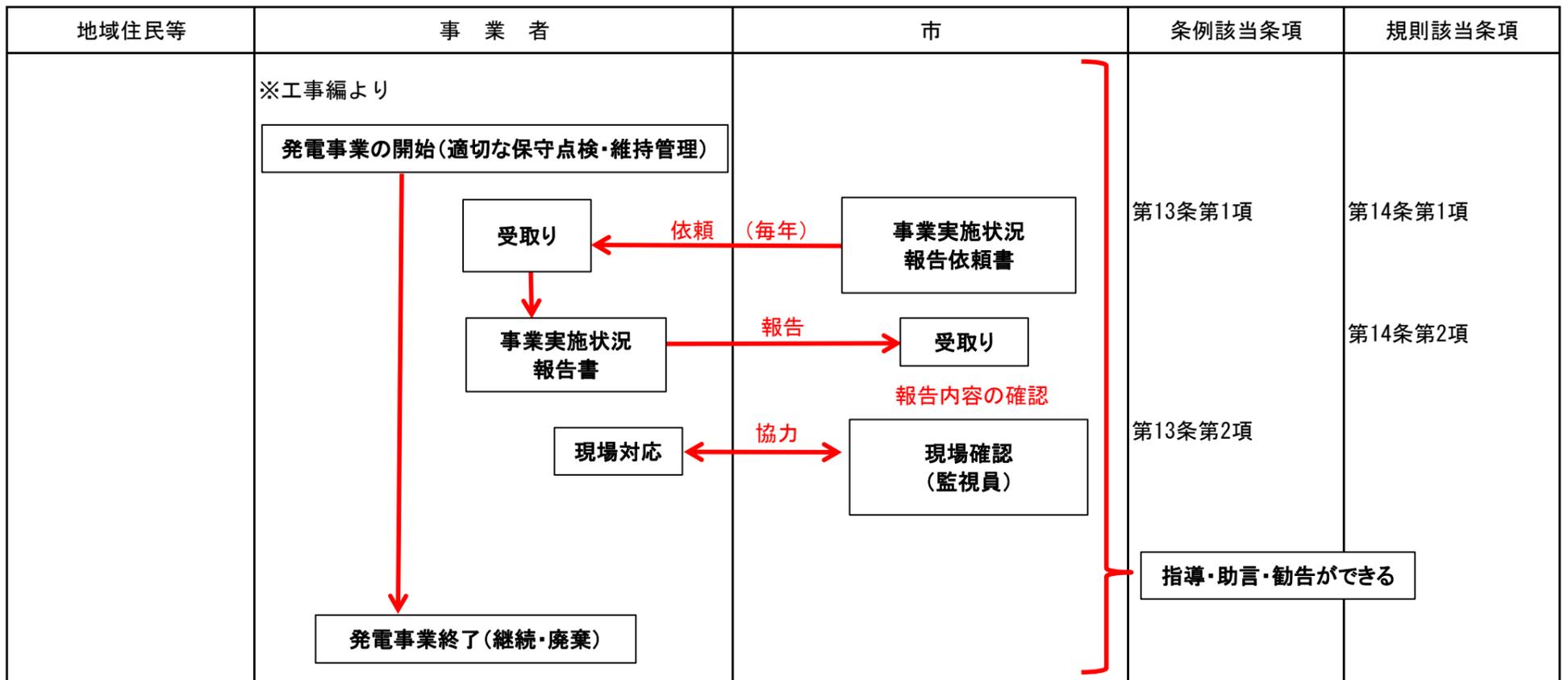
● 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と
自然環境等の保全との調和に関する制度概要フロー図（認定申請編）



● 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する制度概要フロー図（工事編）



● 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する制度概要フロー図（運用編）



● 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する制度概要フロー図（指導・助言編）

地域住民等	事業者	市	条例該当条項	規則該当条項
		<p>この条例の目的を達成するため必要な指導・助言を行う必要が発生した場合</p>	第14条第1項	第15条第1項
		<p>指導・助言通知書</p>	第14条第1項	第15条第1項
	<p>受取り</p>	<p>通知（適時）</p>		
	<p>行政機関・地域住民等との調整、協議</p>			第15条第2項
	<p>指導・助言・勧告事項回答書</p>	<p>回答</p>		第15条第3項
		<p>受取り</p>		

● 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する制度概要フロー図（勧告編）

地域住民等	事業者	市	条例該当条項	規則該当条項
		<p>(1) 「事業計画の調整」手続を経ずに、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をした者 (2) 「地域住民等説明会」を開催しない者 (3) 「事業計画の届出(変更含む)」をせず、又は「工事の届出」をせず工事に着工した者 (4) 虚偽の届出をした者 (5) 「毎年報告」、「調査後の報告や説明」、「資料の提出」をせず、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 (6) 指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者 上記に該当する場合</p>	第14条第2項	第15条第4項
		<p>勧告書</p>	第14条第2項	第15条第4項
	<p>受取り</p>	<p>勧告（適時）</p>		
	<p>行政機関・地域住民等との調整、協議</p>			第15条第5項 第15条第2項
	<p>指導・助言・勧告事項回答書</p>	<p>回答</p>		第15条第5項 第15条第3項
		<p>受取り</p>		
	<p>意見ができる</p>	<p>未回答・未対応</p>	第15条	
		<p>市議会への報告</p>		
		<p>経済産業省への報告及び公表の理由を通知</p>		
		<p>経済産業省への報告及び公表</p>		